

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

雲仙市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成25年8月19日

## 消費者センターをかたる電話にご注意！

### 相談内容

先日自宅に「長崎の消費者センターの者だ。過去の金融関連の被害者の中で、銀行・郵便局から振り込みを行った人には国の救済機関がある。全額返金は無理だが9割がた返金される」と電話があった。

電話機の表示を見ると県外からの電話だった。不審に思い断って電話を切った。情報提供する。

### 消費生活センターからのアドバイス

- 1 消費生活センターや国民生活センターなどを装う不審な電話は以前から起きています。被害救済の目的で、電話をすることはありません。
- 2 話に応じると個人情報や聞かれたり、契約を勧められる可能性があります。不審に思ったらすぐに電話を切りましょう。
- 3 このような不審電話を受けたら、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談してください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。

ながさき消費生活館



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を  
長崎県消費生活センター 095-824-0999  
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)...午前9時～午後5時  
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	西海市消費生活センター (0959-37-0028)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
松浦市消費生活センター (0956-72-1111)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)

他各市町相談窓口